

業 務 概 要

令和 5 年度版

(令和 4 年度実績)

広島県西部こども家庭センター
広島県東部こども家庭センター
広島県北部こども家庭センター

はじめに

こども家庭センターの業務につきましては、日頃から、関係機関をはじめ多くの方々の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼を申し上げます。

こども家庭センターは、3つの機能を併せ持つ行政機関です。それは児童相談所、知的障害者更生相談所及び配偶者暴力相談支援センターの機能です。県内に3か所（西部・東部・北部）設置されています。

その中でも西部こども家庭センターは、中央児童相談所として県内の連絡調整等を行うとともに、婦人相談所の機能も担っています。

令和4年度の全国の児童相談所における虐待相談対応件数は219,170件、広島県の3か所のこども家庭センターにおける同件数は3,131件となり、いずれの数値も過去最多となっており、深刻な社会問題となっています。

また、国においては、頻発する児童虐待による死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を策定し、取組を強化することとされました。

こうした状況を踏まえ、広島県では、広島市や警察・検察等との多職種連携や児童の安全確保に向けた合同訓練に積極的に取り組んでいるところです。

従前から職員や施設職員・里親の専門性向上のための研修の実施、弁護士や併任警察官・警察OBの配置による相談体制の強化、家族療法事業の充実及び一時保護所への学習指導員の配置による一時保護児童への支援強化等に取り組んできたところであり、更なる取組の強化が必要です。

一方、女性相談については、令和4年度の相談件数は2,774件、一時保護数は84人となっており、コロナ禍において、DV被害の潜在化が懸念されています。

被害者支援の充実のため、令和3年から新たな対策である「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」をもとに、相談窓口の周知や関係機関との連携強化、対応する職員の資質の向上に取り組んでいるところです。

こども家庭センターは、総合的な相談機能をさらに充実させ、市町、警察、検察、教育関係者、医療機関など関係機関との連携をさらに強化し、迅速かつ的確な対応に努めて参ります。

この業務概要は、広島県の3か所（西部・東部・北部）のこども家庭センターにおける相談や活動状況をまとめたものです。児童、家庭、知的障害者の福祉に関わる皆様に御活用いただければ幸いです。

令和6年1月

広島県西部こども家庭センター所長

岡田 和子

広島県東部こども家庭センター所長

前原 一教

広島県北部こども家庭センター所長

中村 真由美